

宮津市下水道事業経営戦略

(平成 29 年度～令和 8 年度)

平成29年 3月 策定

令和 4年 3月 一部見直し

宮 津 市

目 次

第1章 経営戦略の趣旨	1
1 経営戦略の位置づけ	1
2 経営戦略の期間	1
第2章 下水道事業の現状と課題	2
1 下水道事業の概要	2
2 下水道事業の現状と課題	4
（1）下水道等の普及状況	4
（2）水洗化の状況	4
（3）使用水量の状況	5
（4）管渠等の整備状況	6
（5）老朽化の状況	7
（6）宮津湾流域下水道施設の状況	7
（7）職員の状況	8
（8）経営の状況	8
① 下水道使用料の状況	8
② 一般会計からの繰入金の状況	9
③ 経費回収率の状況	9
④ 企業債残高の状況	10
⑤ 経営指標	11
第3章 経営の基本方針	12
第4章 効率化・経営健全化の取組み	13
1 経営基盤の強化	14
（1）職員の人材育成	14
（2）効率的な経営環境の整備	14
（3）適正な職員定員管理の推進	15
（4）処理区域内での早期水洗化の促進	15
（5）下水道使用料等の収納率の向上	16

(6) 有利な財源の確保による企業債発行の抑制	16
(7) 公営企業会計による経営管理	17
2 投資の合理化	17
(1) 計画的な投資と長寿命化	17
3 危機管理体制の強化	18
(1) 危機管理等の体制整備	18
(2) 下水道施設の耐震化	19
第5章 投資計画	20
1 全体計画区域における下水道の整備	20
2 老朽化対策事業	20
(1) 管渠の改築更新の考え方	20
第6章 投資・財政計画	21
1 投資事業に必要な財源確保	21
2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項	21
(1) 使用料収入	21
(2) 企業債	21
(3) 一般会計からの繰入金	21
3 財源試算の前提条件	22
(1) 水洗化人口の見込み	22
(2) 1人1日当たりの使用水量の見込み	23
4 財源試算	23
(1) 下水道使用料	23
(2) 企業債	24
(3) 一般会計からの繰入金	25
5 投資・財政計画等	27
第7章 経営戦略の進捗管理	28

第1章 経営戦略の趣旨

下水道は、公衆衛生の向上及び都市の持続的かつ健全な発展に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない重要な都市基盤施設です。

本市の下水道事業は、昭和 61 年に事業着工して以来、令和元年度末に概成し、今後は、「建設」から「維持管理」や「改築更新」の時代へと移行し、事業の執行形態も大きく変わっていきます。

一方、人口減少・少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地域活力の衰退など本市を取り巻く状況は依然として厳しいものであり、下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、平成 29 年 3 月に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として「経営戦略」（平成 29 年度～平成 38 年度（令和 8 年度））を策定し、経営基盤の強化に取り組んできたところです。

こうした中、令和 2 年度から地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計へ移行したことに伴い、企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、「経営戦略」における投資・財政計画等の一部見直しを図るものです。

1 経営戦略の位置づけ

平成 26 年 8 月に総務省から通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、「サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境がさらに厳しい状況にある中、的確な現状把握を行ったうえで、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、効率的かつ健全な経営を行うこと」が求められており、これに基づき宮津市では「宮津市下水道事業経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んできました。

こうした中、現行の経営戦略策定から 5 年が経過し、この間、経営戦略の目標達成に向けて事業を進めてきましたが、人口減少などの社会情勢の変化や 5 年間の実績に加え、地方公営企業法の適用、ストックマネジメント計画の策定など、事業を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、投資計画、財政計画等に反映させることとしました。

2 経営戦略の期間

平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間）

第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道事業の概要

各家庭の台所・トイレ・風呂や工場等の事業所から排出される汚水は、それぞれの排水設備から汚水枥に流れ込み、道路下に埋設された管渠を通じて処理場へ流入し、浄化された後、海等に放流されます。

当地域においては、宮津湾流域下水道事業として、京都府が流域下水道幹線管渠及び処理場について整備及び維持管理を行っており、本市は各家庭や事業所への公共汚水枥の設置やこの汚水枥から流域下水道幹線管渠へつなぐ公共下水道管渠の整備及び維持管理を行っています。

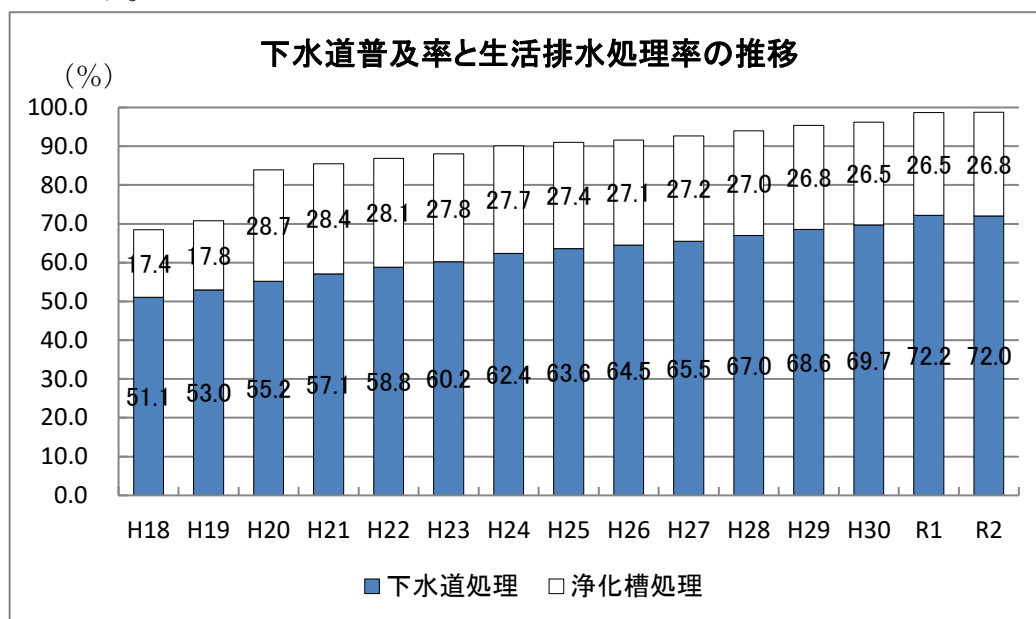
本市の公共下水道は、平成5年に宮津湾流域下水道とともに供用開始、令和元年度末に概成し、令和2年度末で処理人口12,395人、下水道普及率は98.3%となっています。

なお、公共下水道処理区域以外の地域では、各家庭等において浄化槽により汚水処理を行っていただくこととしています。

2 下水道事業の現状と課題

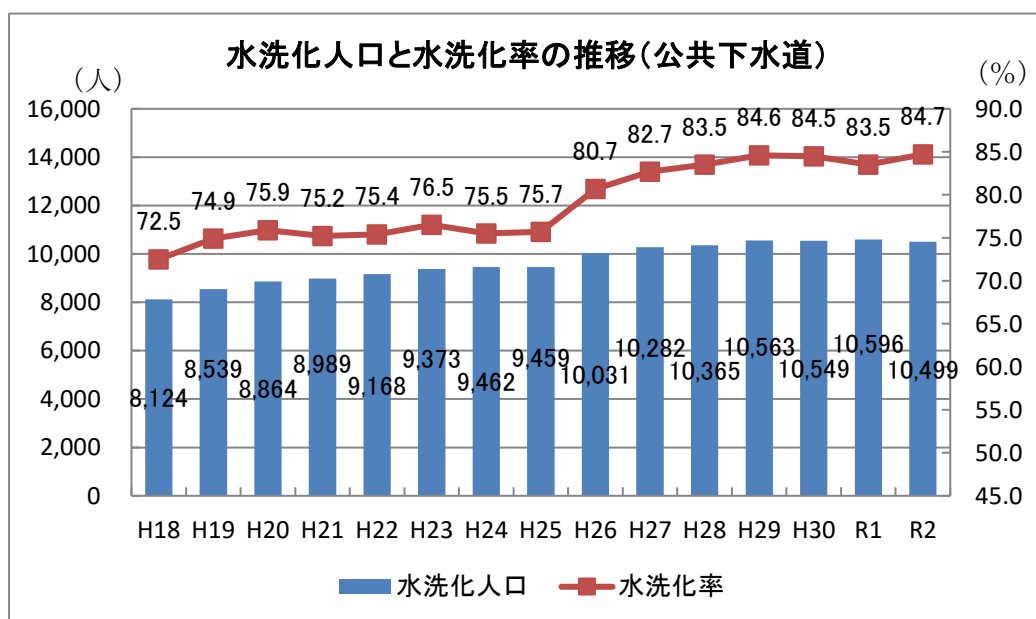
(1) 下水道等の普及状況

令和2年度末の宮津市の人口における普及率は、公共下水道で72.0%、浄化槽で26.8%となり、合計すると、本市の総人口のうち98.8%の方が、水洗化できる環境にあります。



(2) 水洗化の状況

公共下水道における水洗化人口は、その概成により令和2年度末で10,499人となったものの、本市の人口減少に伴い、今後は減少傾向となるものと見込んでいます。水洗化率については令和2年度末で84.7%となっています。

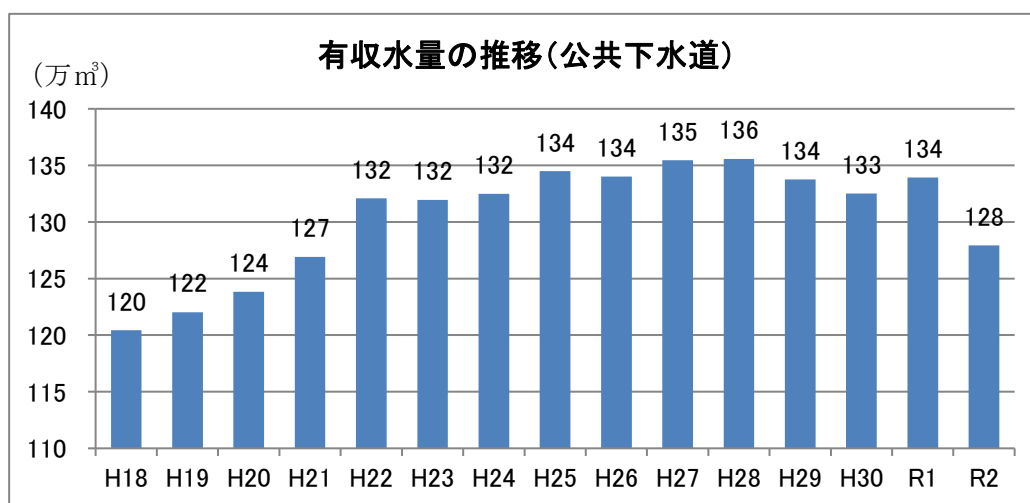


(3) 使用水量の状況

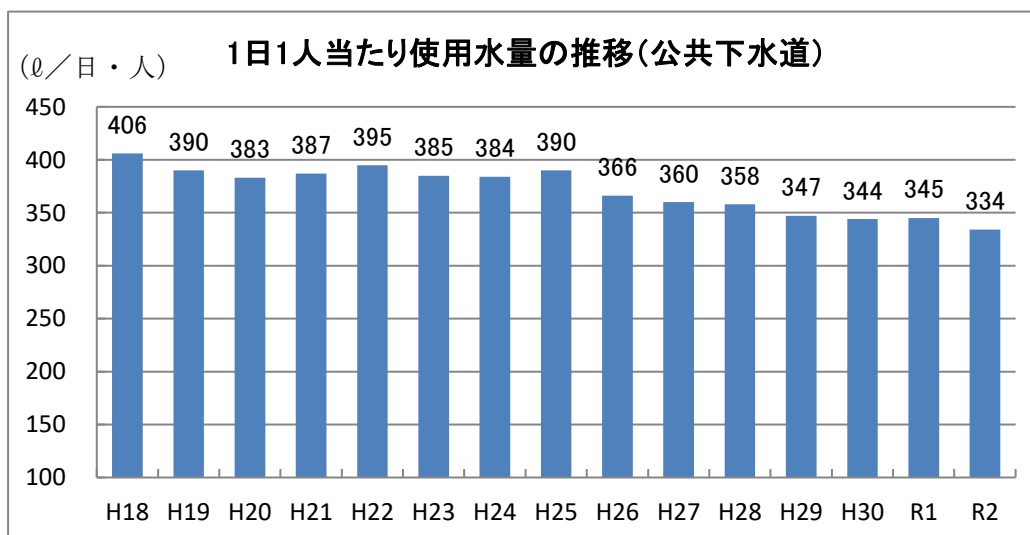
下水道使用料の対象汚水量である有収水量は、平成 23 年度は 132 万 m^3 でしたが、下水道の整備拡大に伴い、令和元年度は 133 万 9 千 m^3 と増加しています。

今後は、本市の人口減少に伴い、有収水量も減少していくものと見込んでいます。

なお、令和 2 年度は 127 万 9 千 m^3 と大幅に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による事業所等大口使用者の使用量の減少によるものと考えています。

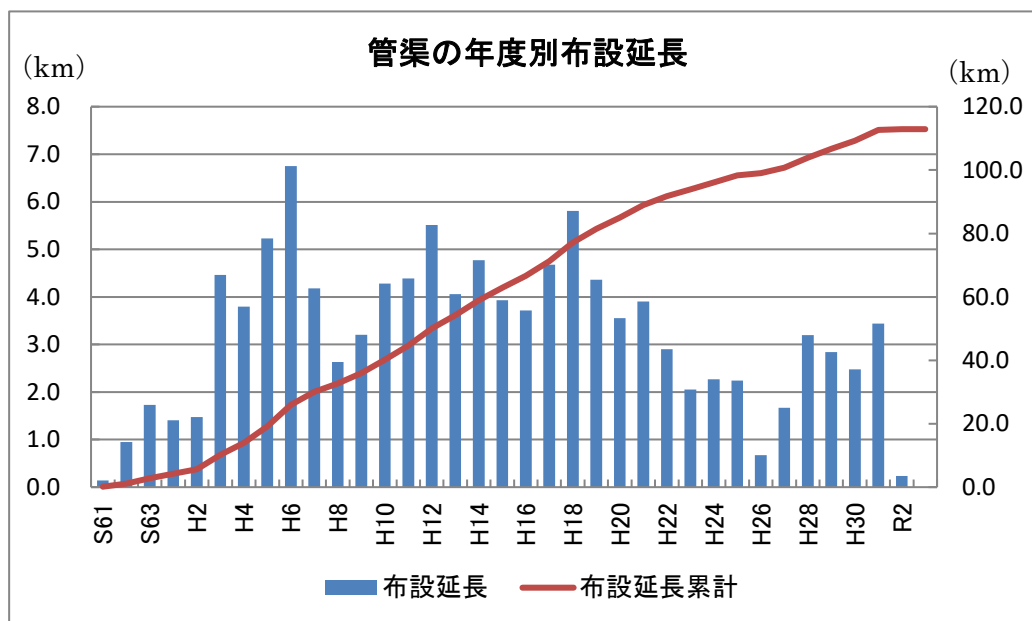


有収水量を水洗化人口と 1 年間の日数で除した、1 人 1 日当たりの使用水量は、平成 23 年度の 385 l に対して令和 2 年度は 334 l と減少傾向にあります。これは、節水意識の向上や節水機器の普及によるもののほか、整備区域の拡大に伴い、水洗化人口が増加するものの、工場など大口の使用者の接続が少ないことが要因であると考えています。

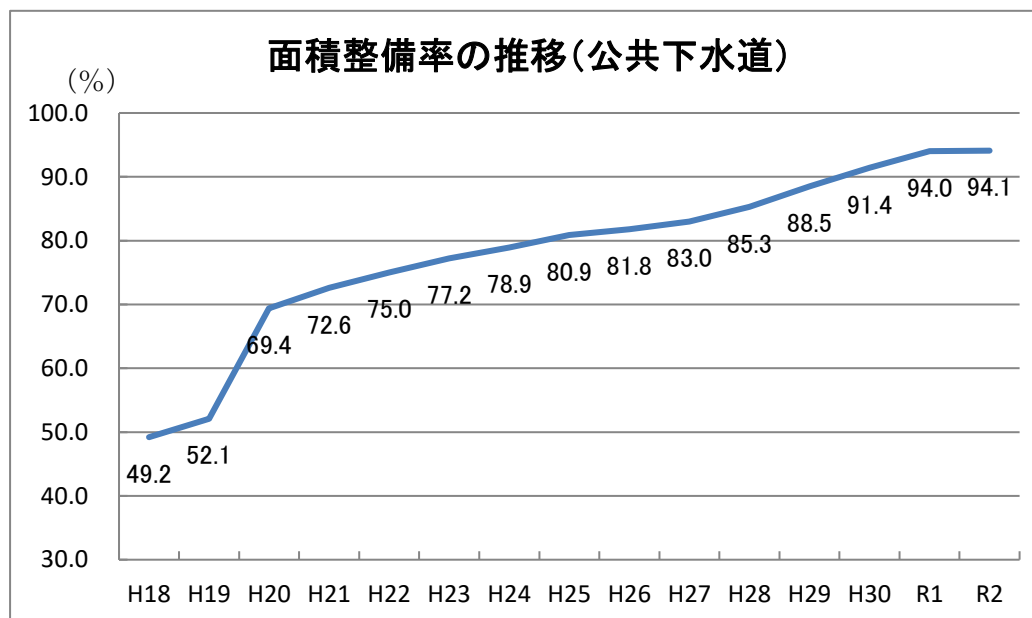


(4) 管渠等の整備状況

昭和 61 年に事業着工、令和元年度末に概成した公共下水道管渠延長は 112.9km に達しており、今後は、維持管理や改築更新の費用が増加することが見込まれます。

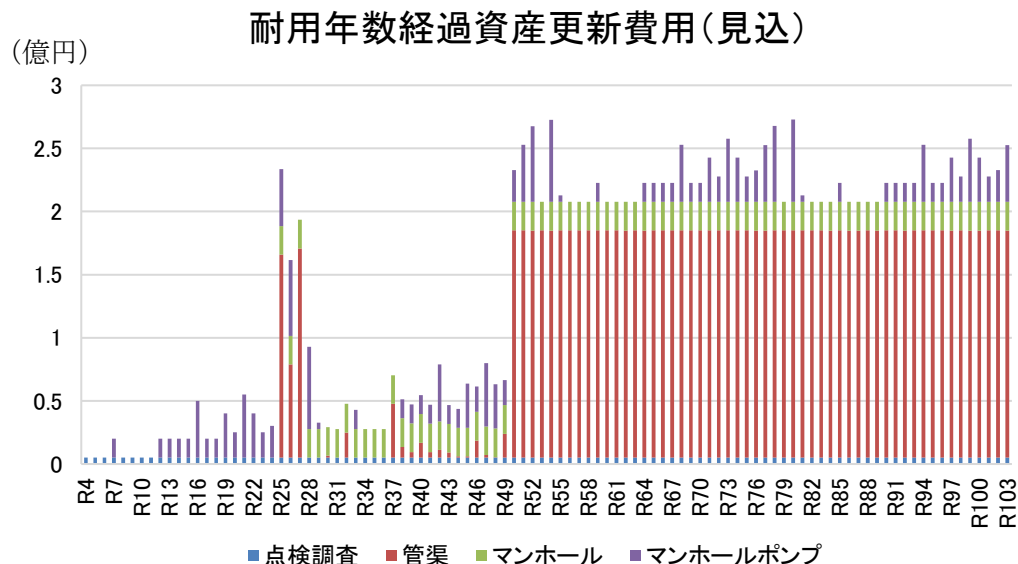


公共下水道の整備面積を計画面積で除した面積整備率は、令和 2 年度末で 94.1% となり、整備区域全域を供用開始しているところです。



（５）老朽化の状況

下水道事業で保有している資産については、令和 25 年度以降、耐用年数を経過する資産が増大するため、改築更新に多額の費用が必要となることが予想されます。

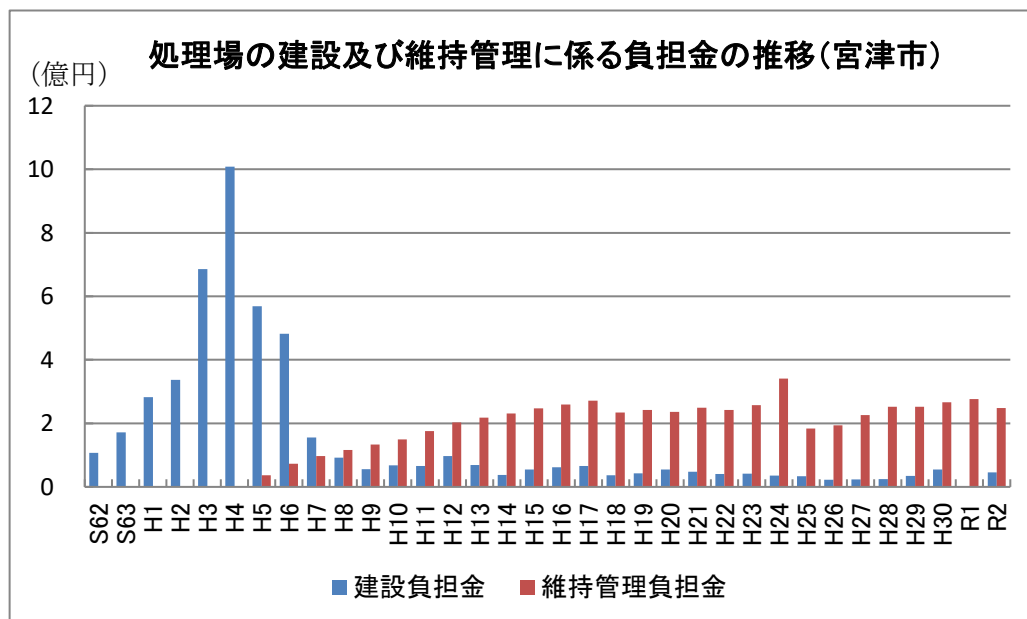


※固定資産上の耐用年数を経過した年度の整備費用の合計額を表示しているものであり、当該年度に必要な事業費を示したものではありません。

（６）宮津湾流域下水道施設の状況

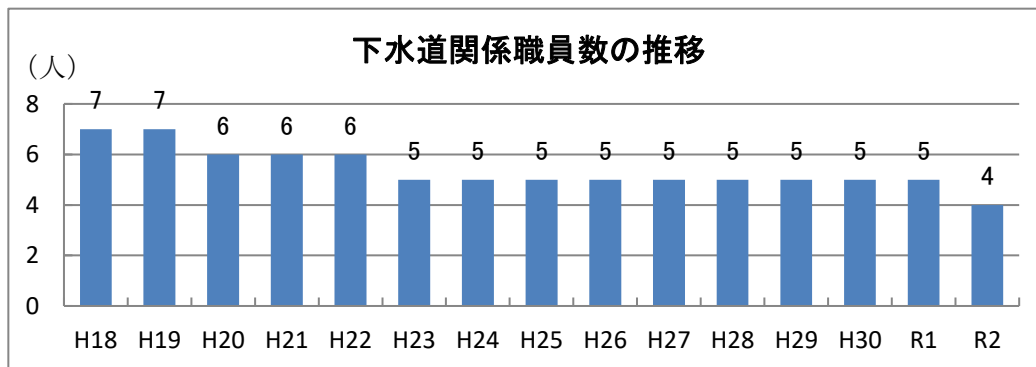
下水の処理場である宮津湾浄化センター及び宮津湾流域下水道の幹線管渠は、京都府により建設及び維持管理が行われており、それらに必要な費用の一部を処理区域である宮津市と与謝野町で負担しています。

これらの負担金は、施設の老朽化に伴い増加していくことが予想されます。



(7) 職員の状況

下水道関係の職員数は、令和2年度末で4人となっています。



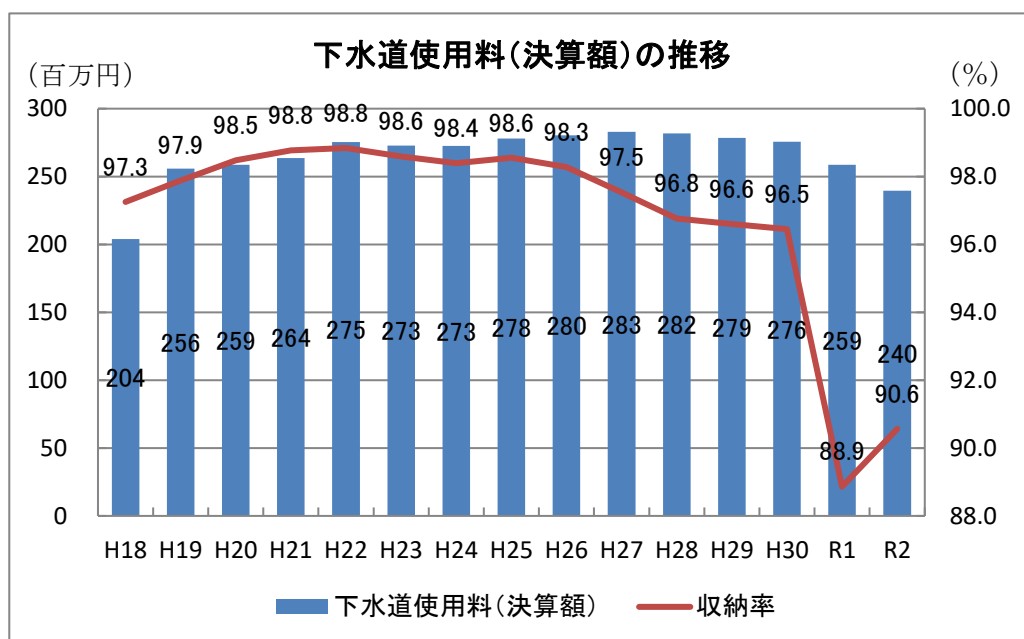
(8) 経営の状況

① 下水道使用料の状況

公共下水道事業の下水道使用料は、平成18年10月に平均49.8%の改定をしました。今後は、人口減少に伴い、平成27年度の約2億8千万円(消費税込)をピークに減少する見込みです。

下水道使用料の収納率は、平成20年度以降98%台で推移していましたが、減少傾向にあるため、収納率向上の取組みが必要です。

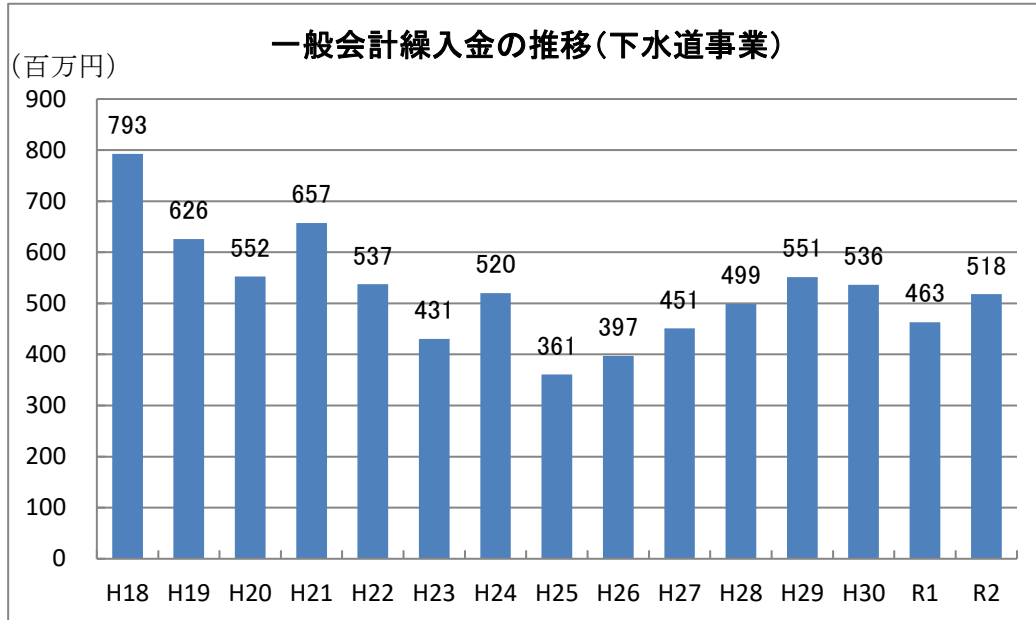
なお、令和元年度の下水道使用料及び収納率が下落しているのは、令和2年度から特別会計から公営企業会計に移行するにあたり、令和2年3月31日をもって打ち切り決算をしたことによるものです。



※令和元年度は打ち切り決算により、3月分の口座振替やコンビニ収納による収入金が決算額に反映されていない。

② 一般会計からの繰入金の状況

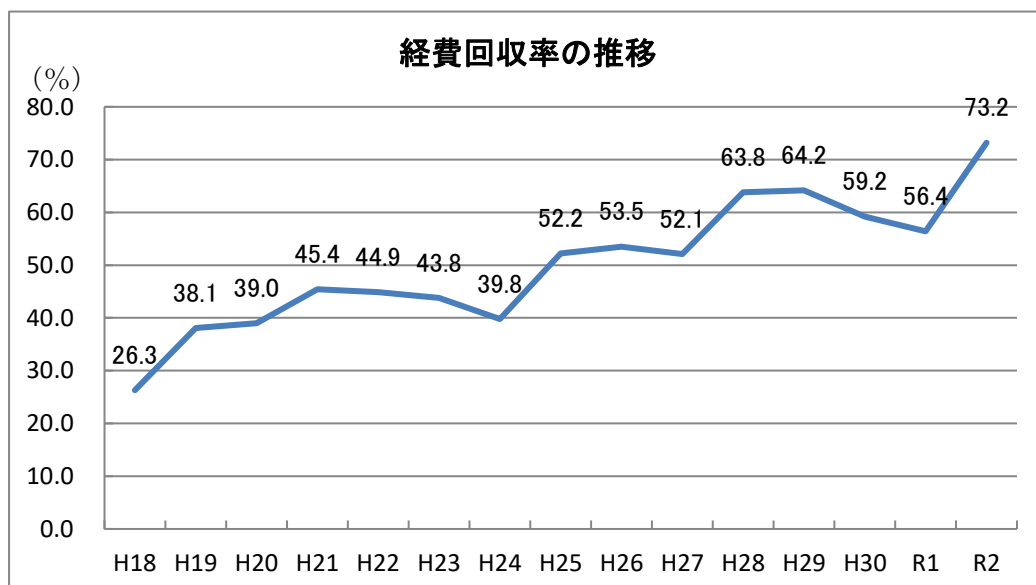
一般会計からの繰入金は、平成 18 年度の約 7 億 9 千万円をピークに推移し、令和 2 年度では約 5 億 2 千万円となっています。



③ 経費回収率の状況

下水道使用料を汚水の処理に要した経費で除した指標であり、この比率が低いと一般会計繰入金への依存度が高くなり、健全な経営を行うことができません。

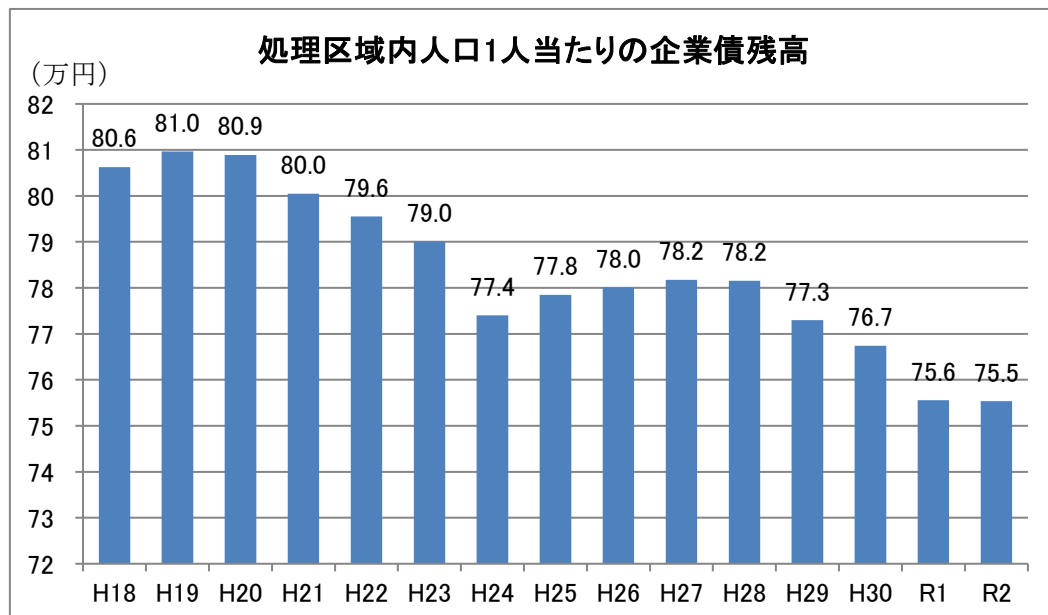
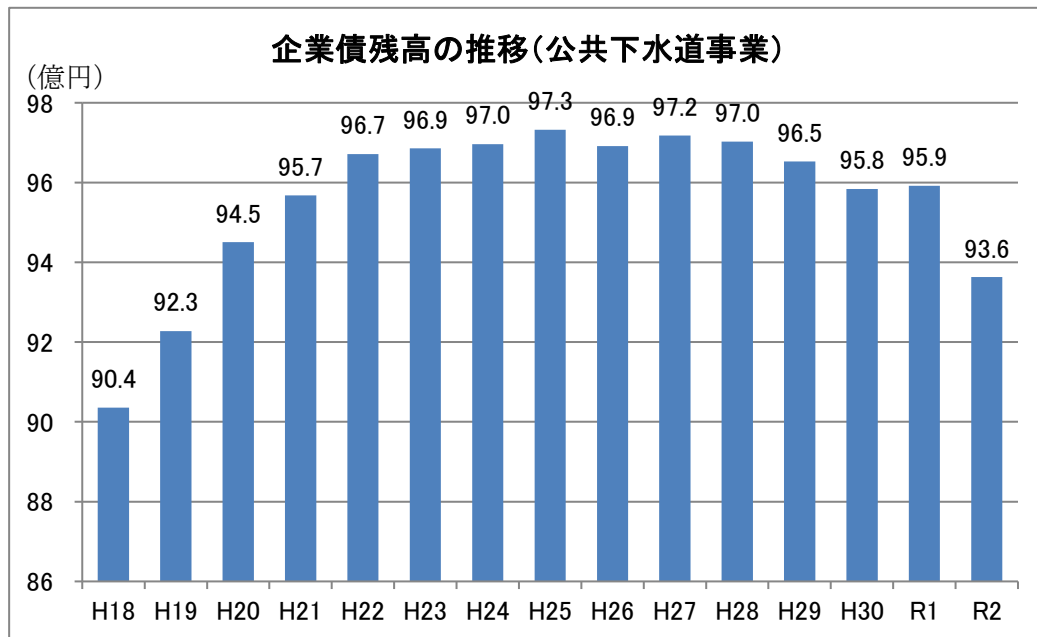
本市の経費回収率は 73.2%であり、類似団体の 82.7%と比べると低い水準にあることから、さらなる使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。



④ 企業債残高の状況

下水道事業に係る企業債残高は、施設の概成に伴い減少傾向となり、令和2年度末では約93億6千万円となっています。

また、公共下水道事業の処理区域内人口1人当たりの企業債残高は、令和2年度末年度末で約75万5千円となっています。



⑤ 経営指標

＜経費回収率＞

経費回収率については、令和２年度は 73.2%、類似団体の 82.7%と比べると低い水準となっています。

＜汚水処理原価＞

汚水処理原価は、汚水の処理に要した経費を年間有収水量で除したもの（1 m³当たりの汚水を処理するのに要した費用）であり、令和２年度は類似団体の約 1.4 倍となる 255.9 円／m³となっています。

＜水洗化率＞

水洗化率は、下水道を整備した区域内の人口のうち、下水道に接続し汚水処理をしている人口の割合を示したもので、類似団体とほぼ同程度の 84.7%です。

＜企業債残高対事業規模比率＞

企業債残高対事業規模比率とは、下水道使用料に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。本市の場合は、令和元年度に施設整備が概成したことから、今後は減少傾向となる見込みであるものの、令和２年度は類似団体の 3 倍以上となる 3,897.8%となっています。

＜管渠改善率＞

管渠改善率とは、下水道管渠の布設延長のうち、更新した管渠延長の割合を表した指標です。本市の場合は、更新時期が到来した管渠がないため、更新を行っていませんが、今後、耐用年数を迎えるまでに改築更新を行う必要があります。

公共下水道事業

項 目	望ましい方向	宮津市 (R2)	類似団体 (R2)
経費回収率 (%)	↑	73.2	82.7
汚水処理原価 (円／m ³)	↓	255.9	186.3
水洗化率 (%)	↑	84.7	82.1
企業債残高対事業規模比率 (%)	↓	3,897.8	1,050.5
管渠改善率 (%)	↑	0.0	0.17

※類似団体：全国の市町村を人口規模や産業構造により分類した区分のうち、本市が属する区分

第3章 経営の基本方針

人口減少・少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地域活力の衰退など本市を取り巻く状況は依然として厳しく、下水道事業においても下水道使用料収入の減少や、更新時期を迎える管渠等の改築更新経費の増高など大きな課題が山積しており、今後の経営を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想されます。

こうした中、これまで以上に効率的かつ健全な下水道事業の経営が不可欠となることから、今後も経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図るため、当初の計画から引き続き「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

【基本方針】

安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する

第4章 効率化・経営健全化の取組み

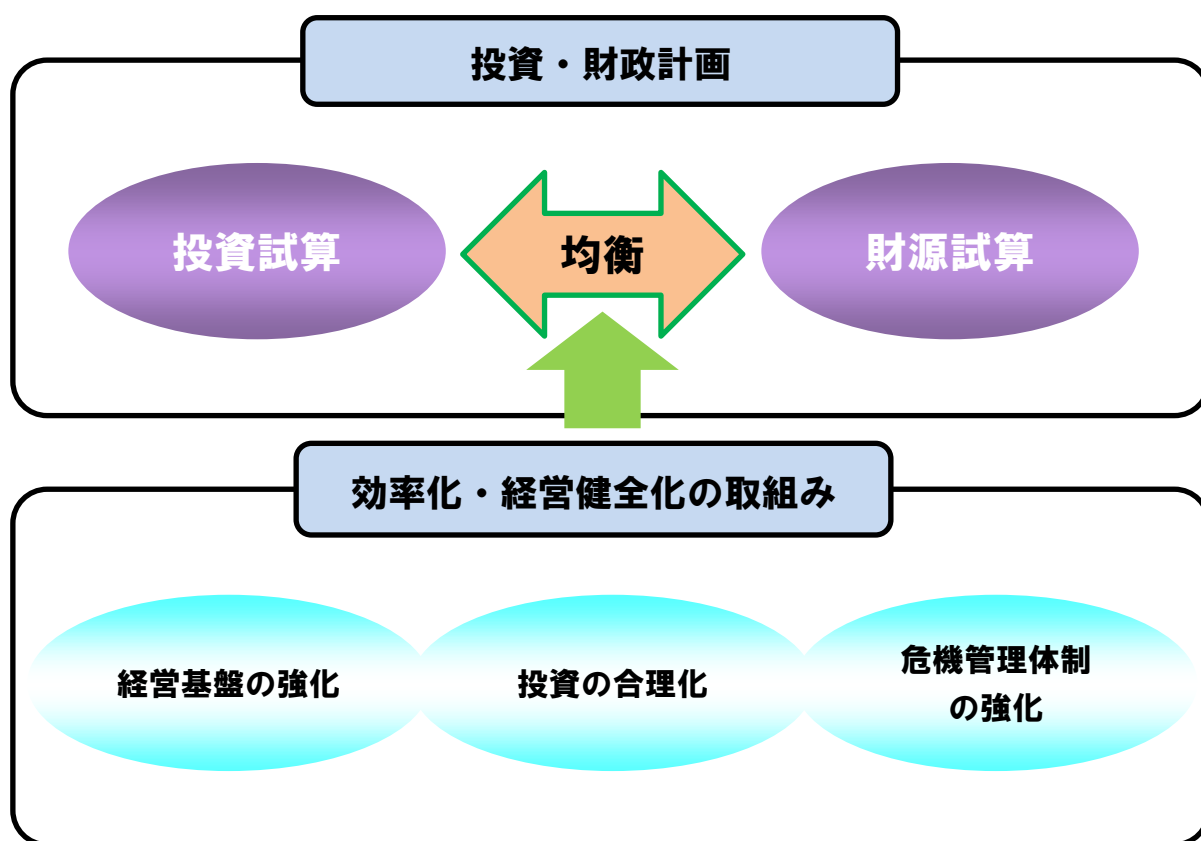
安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために施設の健全性を維持することが必要となります。

投資事業には多額の資金が必要になるため、その投資試算（投資事業に必要となる費用の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが重要となります。

そのため、経営成績や財政状況を的確に把握できる企業会計方式に移行し、自立性をもって事業を継続していく「独立採算性の原則」に基づき、今後、更なる事業の効率化・経営健全化に取り組み、事業運営に係るコストを削減し、使用料収入等の収入を確保することで、「経営基盤の強化」を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新により「投資の合理化」を進める必要があります。

また、災害や事故等の発生時に備えた「危機管理体制の強化」も重要となります。

こうしたことから、本市においては、次に示す「施策の体系」により取組みを進め、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供できる環境づくりに努めます。



＜施策の体系＞

施 策 目 標	取 組 項 目
1 経営基盤の強化	(1) 職員の人材育成
	(2) 効率的な経営環境の整備
	(3) 適正な職員定員管理の推進
	(4) 処理区域内での早期水洗化の促進
	(5) 下水道使用料等の収納率の向上
	(6) 有利な財源の確保による企業債発行の抑制
	(7) 公営企業会計による経営管理
2 投資の合理化	(1) 計画的な投資と長寿命化
3 危機管理体制の強化	(1) 危機管理等の体制整備
	(2) 下水道施設の耐震化

1 経営基盤の強化

(1) 職員の人材育成

持続的、安定的に下水道サービスを提供するには、施設の整備や維持管理などのハードに係る業務と料金徴収や予算決算をはじめとする経営管理などのソフトに係る業務について、永年にわたり適正に行える環境を整えることが必要となります。そのためには、職員一人ひとりがこうした業務を全うできる技術や知識を身につけることが不可欠であり、日々の職務の中で能力を伸ばしていくことはもちろん、本市の人材育成基本方針に基づく職員研修により、職員の能力の向上や意識改革に取り組めます。

【主な取り組み】

○職員研修の実施

(2) 効率的な経営環境の整備

下水道事業では、これまでも水道事業への使用料徴収事務の委託や水道事業との組織統合など事務・事業の合理化に取り組んできました。また、現在、下水道管渠やマンホールポンプの維持管理業務などについて民間委託を行っていますが、今後も、さらなる民間委託などの業務改善の検討を行い、経営環境の効率化を進めます。

なお、外部委託による組織の効率化を図る一方で、職員の技術や知識の継承に支

障をきたす懸念もあるため、技術や知識の継承と委託化の最適なバランスを見極めながら検討を進めます。

【主な取組み】

○民間委託など業務改善の検討

（３）適正な職員定員管理の推進

安定的な経営の維持を図るため、「宮津市定員適正化計画」に基づき、職員定員の適正化に取り組んできました。今後も引き続き、効率的な人員配置に努め、定員の適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

【主な取組み】

○適正な職員定員管理の推進

（４）処理区域内での早期水洗化の促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続されていない事例があります。負担の公平性の確保のためにも、処理区域内での未接続家屋への水洗化の促進を図る必要があります。

今後も、高齢者世帯排水設備整備費補助金制度による水洗化の促進のほか、未水洗化世帯の実態調査や広報啓発により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

また、住宅施策担当部局との連携や建築業界への協力依頼などを行い、水洗化へ向けた仕組みの構築を検討します。

【主な取組み】

○処理区域内での早期水洗化の取組みの継続

○建築業界等と連携した仕組み構築の検討

年 度	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 8 年度末
下水道水洗化率 (公共下水道)	82.7%	84.7%	88.2%

（５）下水道使用料等の収納率の向上

下水道使用における負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料等の収納率の向上に取り組みます。具体的には、全庁体制で取り組む滞納対策本部や徴収事務を委託している水道事業との連携を図りながら、これまで以上に下水道使用料等の徴収強化に努めます。

【主な取り組み】

○下水道使用料等の徴収強化

※コンビニ収納を平成 29 年度から開始

※民間委託による徴収（水道事業）を令和 2 年度から開始

年 度	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 8 年度末
下水道使用料 収納率	97.5%	90.6%	91.0%

※令和 2 年度に特別会計から公営企業会計に移行し、令和 2 年 3 月 31 日をもって打ち切り決算をしたことに伴い、3 月分の口座振替やコンビニ収納による収入金が収納率に反映されないため、令和 2 年度以降の収納率は下落するもの。

（６）有利な財源の確保による企業債発行の抑制

企業債は、下水道施設の受益世代と費用負担世代の負担の公平性を確保するためにも、また、建設事業を行うための財源を確保するためにも必要ですが、その償還は将来の下水道使用料収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないよう、企業債発行の抑制を行う必要があります。

今後はストックマネジメント計画に基づき、効率的かつ計画的に建設事業を実施するとともに国庫補助金など有利な財源を活用することで、企業債の発行の抑制に努めます。

また、現在は、起債充当率を 100%としています。収支バランスを見据えつつ企業債の発行を抑制し、健全な経営を持続する取り組みを進めます。

【主な取り組み】

○ストックマネジメントによる効率的かつ計画的な事業実施及び事業費の精査

○国庫補助金の活用や企業債発行の抑制

(7) 公営企業会計による経営管理

公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計による経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが重要です。本市においては、令和2年度から地方公営企業法を適用し、今後も健全な経営に努めます。

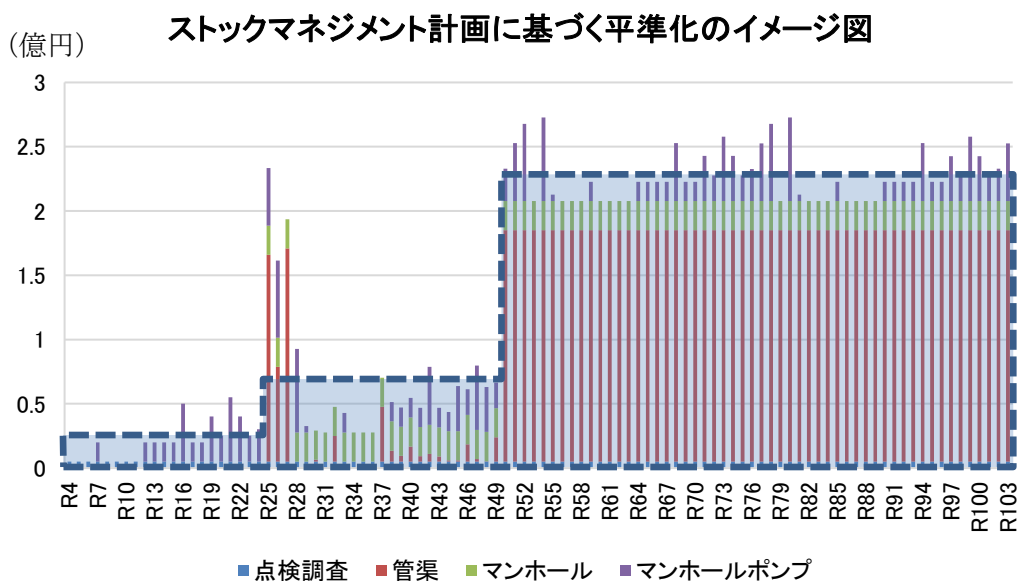
2 投資の合理化

(1) 計画的な投資と長寿命化

本市の公共下水道は、昭和61年度に着工し、令和元年度末をもって施設概成したところですが、既に更新時期（耐用年数経過時）を迎えたマンホールポンプなどの一部の施設については、順次、改築更新を実施しています。一方で、更新時期を迎えていない管渠については、令和25年度以降に多額の費用が継続的に必要であると見込まれることから、改築更新費用の平準化を図り、老朽化した管渠の改築を計画的、効率的に進めていく必要があります。

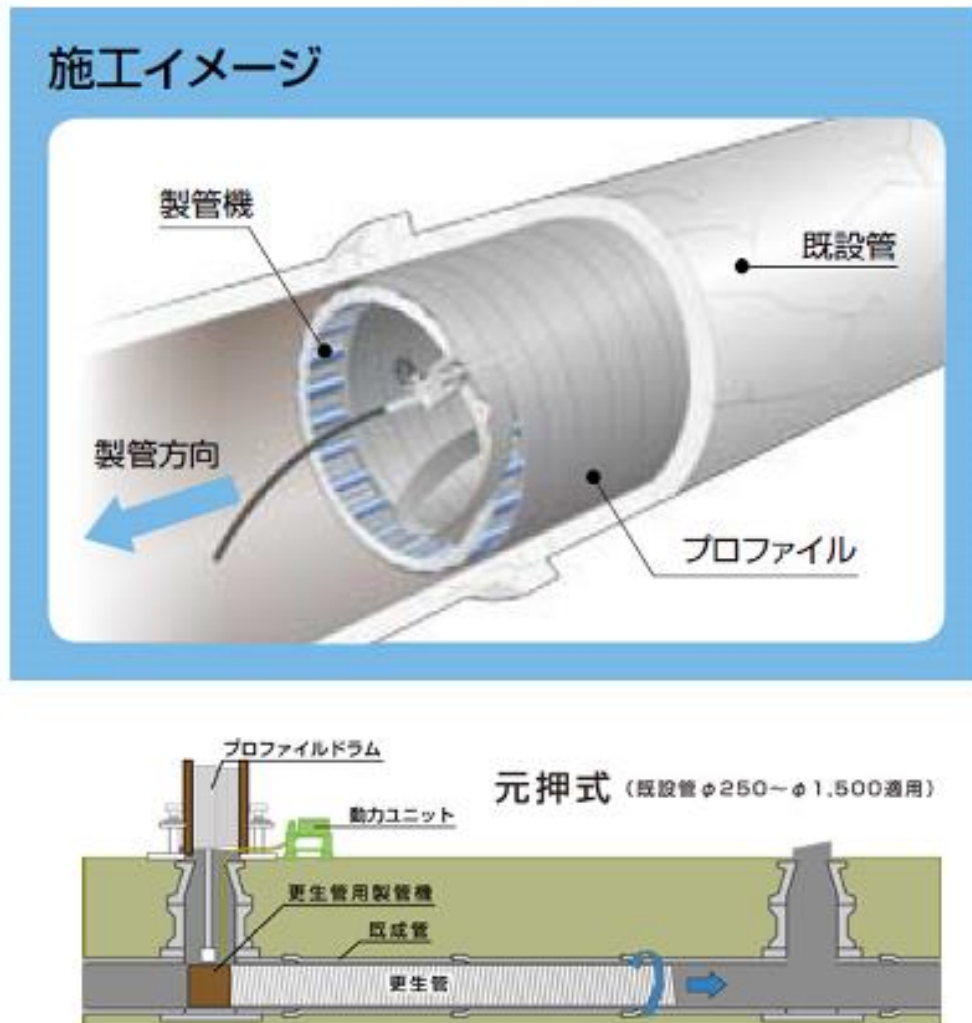
また、改築更新費用の平準化を図りながら、その費用を抑制するには、耐用年数を迎えた施設を撤去し、一から新しいものを整備するのではなく、耐用年数を迎える前に施設の長寿命化を図ることが効果的です。

このため、施設の改築更新にあたっては、過剰投資、重複投資とならないよう更新手法を十分に精査したうえで、令和3年度に策定するストックマネジメント計画に基づき、費用の抑制・平準化を図りながら効率的な下水道施設の長寿命化を実施し、投資の合理化に取り組めます。



＜長寿命化工法の例＞

下水道管渠更生工法（例）



3 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の保全や市民生活の快適性など欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

（１）危機管理等の体制整備

近年、頻発・激甚化している自然災害や事故等の不測の事態により、下水道施設が被害を受けた場合の対応として、「宮津市公共下水道事業業務継続計画」を策定し、平成 25 年度以降運用しています。そのほか、事故や災害発生時の対応として、京都府、下水道協会をはじめとする関係機関、団体等との連携や外部委託業者との的確に行動できる体制を整えます。

【主な取組み】

- 「宮津市公共下水道事業業務継続計画」に基づく災害への対応
- 事故や災害発生時における自治体間での連携、外部委託業者との的確な対応の体制整備
- ※大規模災害時における災害復旧支援に関する協定締結（令和３年３月）
（京都府、府内市町、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- ※大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定締結（令和３年３月）
（京都府、府内市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会）

（２）下水道施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの一つであり、震災により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没や排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。

本市においては、平成 13 年度以前に整備した管渠の一部については、耐震性能が不明のものがあ、今後新設する管渠も含め、引き続き施設の耐震化に取組み、災害に強い環境づくりを進めていきます。

【主な取組み】

- 管渠の新設及び改築更新に伴う耐震化の推進

第5章 投資計画

1 全体計画区域における下水道の整備

令和元年度末に施設が概成し、面積整備率が令和2年度末に94.1%となりました。
今後は、個々の要望に可能な限り対応し、計画的・効率的な下水道施設整備に取り組めます。

2 老朽化対策事業

(1) 管渠の改築更新の考え方

本市の下水道事業は、昭和61年度に着工し、令和元年度末に概成しました。管渠については耐用年数は迎えていないものの、早期に供用を開始した区域においては老朽化が進んでいるものも一部あります。老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、また、下水道事業全体の投資額、人員等を勘案し、ストックマネジメント計画に基づき、管渠の改築更新を実施します。



具体的には、老朽管の地区を順位付けし、調査を行ったうえで、更新管渠を選定します。選定した管渠は、部分補修、更生、布設替えを行った場合のコストを比較検討し、管渠の改築更新を行います。

第6章 投資・財政計画

1 投資事業に必要な財源確保

「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ためには、下水道施設の健全性を維持することが極めて重要です。今後、本市では、下水道施設の老朽化対策及び長寿命化に取り組むこととしており、これらの投資事業には多額の資金が必要となります。一方、本市の将来人口の減少などにより、下水道の使用料収入の減少が予想されることから、投資試算（投資事業に必要な費用の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで大変重要となります。

2 投資事業に必要な財源確保のための検討事項

（1）使用料収入

令和元年度までは本市の下水道施設は整備途上で普及率の低い段階にあり、十分な使用料収入が得られないため、普及が進むまでの間、過渡的に一般会計から基準外の繰入を行ってきました。しかし、令和元年度末に下水道が概成したことや令和2年度から地方公営企業法を適用したことにより、基準外の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則や独立採算制の原則から適正な状況とはいえません。将来の使用料収入の減少が見込まれる中、現行の料金体系で下水道事業を運営していくことは大変困難な状況であることから、令和4年度に宮津市公共下水道使用料金等審議会を設け、料金改定について検討する予定です。

（2）企業債

今後、下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中、投資事業を行う際には企業債を活用せざるを得ないことが予想されます。その際にも、処理区域内人口1人当たりの企業債残高等に留意しながら、効率的・計画的な投資事業の実施により事業費を精査することで、新規借入れの企業債を抑制し、企業債残高を減少させることが重要となります。

（3）一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）と基準に基づかない繰

入金（基準外繰入金）があります。

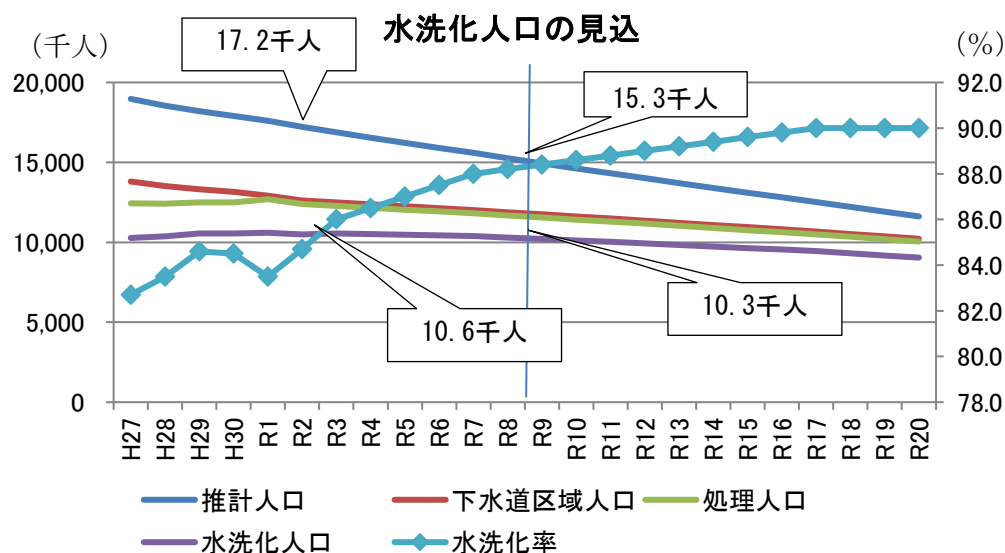
広域的な水質保全を図る観点から流域下水道の整備を推進するための建設改良費や、自然条件等により建設改良費が割高で健全な経営維持が困難な下水道事業への資本費負担軽減のための繰出しなどは、一般会計が負担する経費として基準内の繰入金とされており、基準外の繰入金は収支不足の補てん等に充てるための、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。

下水道事業のより一層の健全経営に向け、基準外繰入金の削減が求められています。

3 財源試算の前提条件

（１）水洗化人口の見込み

水洗化率については、今後、上昇するものと見込んでいますが、水洗化人口については、本市の総人口の減少に伴い、下水道が概成した令和元年度をピークに、令和 11 年度には約 1 万人まで減少するものと見込んでいます。その後も、総人口、水洗化人口ともに減少するものと見込んでいます。

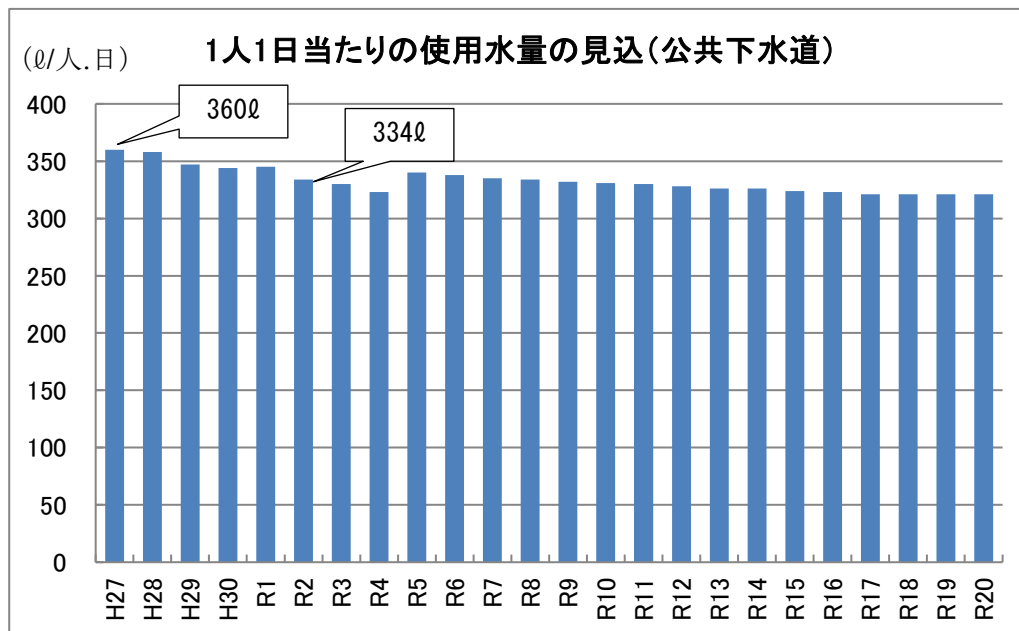


※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に基づき試算しています。

	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 8 年度末
水洗化人口	10.3 千人	10.5 千人	10.3 千人
平成 27 年度末比較	—	+0.2 千人	0 千人

(2) 1人1日当たりの使用水量の見込み

公共下水道における1人1日当たりの使用水量は、平成27年度の360ℓから令和2年度には334ℓまで減少しています。今後もこの傾向が続くものと見込んでいます。



	平成27年度末	令和2年度末	令和8年度末
1人1日当たりの 使用水量	360ℓ	334ℓ	334ℓ
平成27年度末比較	—	△26ℓ	△26ℓ

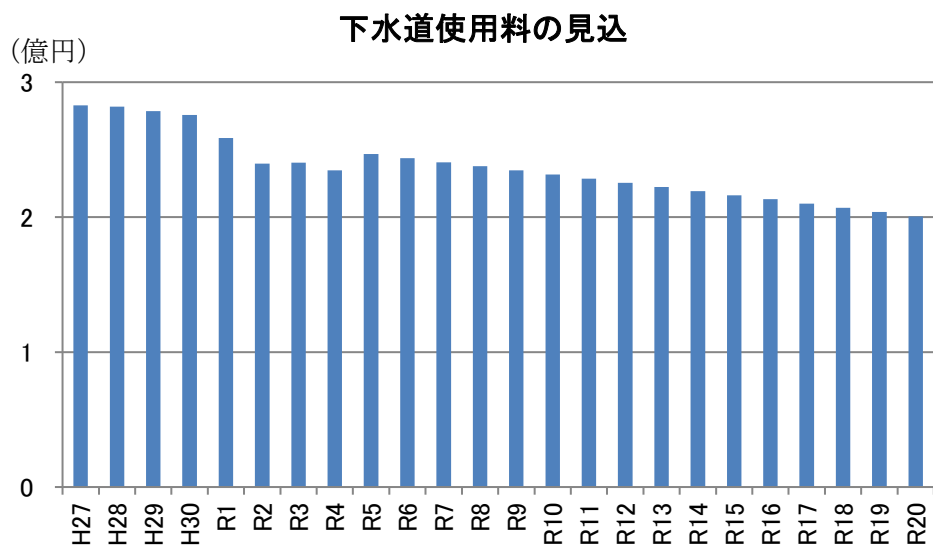
※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味。

4 財源試算

(1) 下水道使用料

水洗化人口の減少、節水意識の向上などにより、今後、下水道使用料は減少し、下水道事業の経営状況はさらに厳しくなるものと考えています。

交付税措置のある企業債償還金など一部の経費を除き、汚水処理費など下水道事業の運営経費は下水道使用料で賄うのがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担いただくという観点から、経費削減や収納率向上に努める一方で、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるよう、今後、使用料の見直しを検討する必要があります。



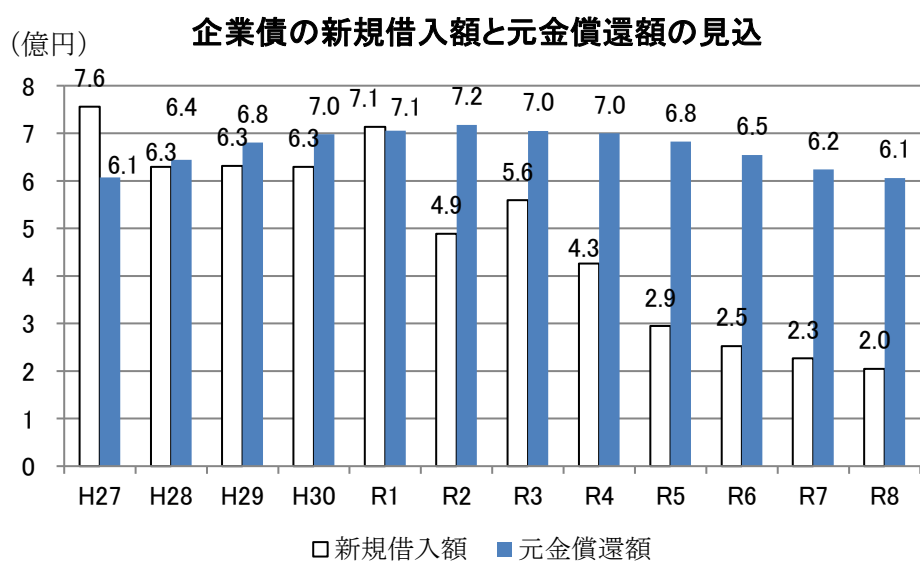
	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 8 年度末
下水道使用料	2.8 億円(税込)	2.4 億円(税抜)	2.4 億円(税抜)

※令和 2 年度以降は、公営企業会計に移行したことに伴う、発生主義により経理。

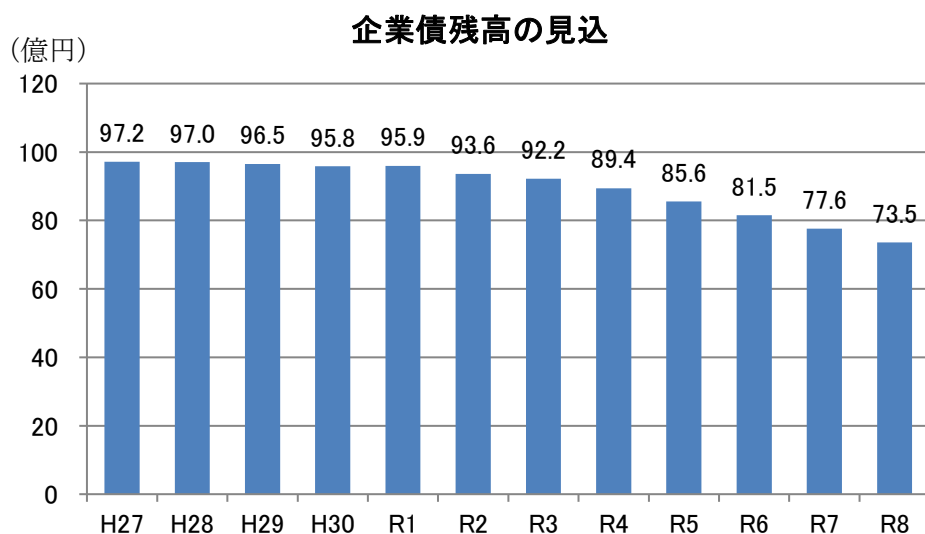
※令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味。

(2) 企業債

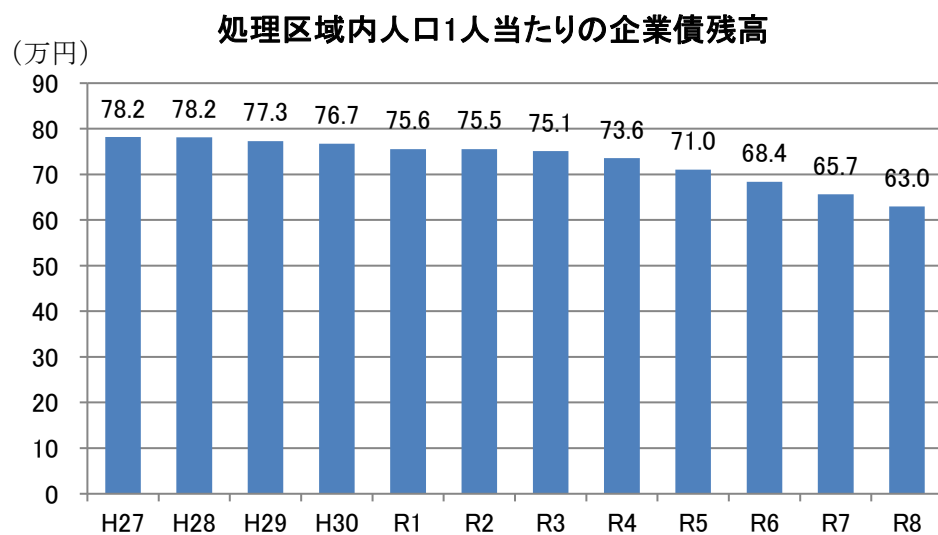
効率的・計画的な投資事業の実施により、新規借入れの企業債を抑制しながら、企業債償還を継続し、企業債残高の削減に努めます。



企業債残高は、平成 27 年度の 97 億 2 千万円から令和 8 年度の 73 億 5 千万円へと約 24 億円減少すると見込んでいます。

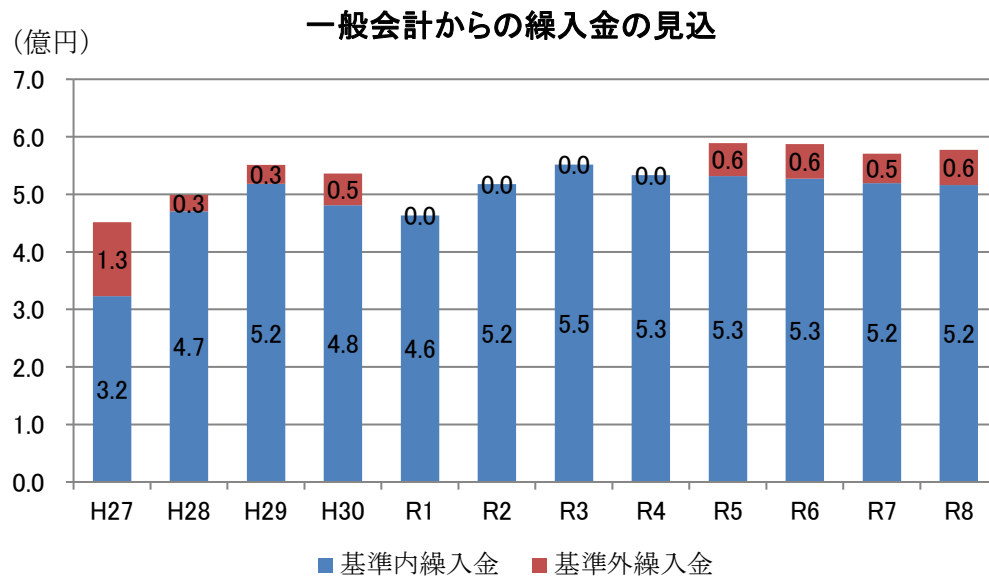


平成 27 年度の処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は約 78 万円ですが、令和 8 年度までに約 15 万円減少させることを目標とします。



(3) 一般会計からの繰入金

公営企業は、その事業による収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制」が原則であることから、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、適正かつ公平な負担となるよう、今後、下水道使用料の見直しについても検討し、健全な下水道事業経営に努めます。



5 投資・財政計画等

(単位:千円)			2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08
将来の行政人口 (人) ※市内全域(参考値)			17,213	16,876	16,545	16,221	15,903	15,591	15,262
業 務 量	年 間	有 収 水 量 (千 m3)	1,279	1,259	1,239	1,303	1,287	1,271	1,255
収益的 収支	収 入	下 水 道 使 用 料 金 収 入	239,583	249,055	234,562	246,775	243,744	240,714	237,684
		そ の 他 営 業 収 益	625	529	406	406	406	406	406
		国庫補助金(排水設備補助等)	650	1,000	1,000	2,550	2,550	2,550	2,550
		長 期 前 受 金 戻 入	181,709	185,939	188,401	181,626	181,386	180,501	178,723
		資 本 費 繰 入 収 益	14,721	1,538	1,440	1,346	1,247	1,146	1,043
		他会計補助金(基準内繰入金)	419,557	405,860	391,132	394,487	385,727	378,494	370,928
		他会計補助金(基準外繰入金)							
		そ の 他 営 業 外 収 益	180	380	205	205	205	205	205
		特 別 利 益	15,709	2	2	0	0	0	0
		計	872,734	844,303	817,148	827,395	815,265	804,016	791,539
	支 出	人件費(引当金・退職給与除く)	19,637	20,783	20,757	20,757	20,757	20,757	20,757
		退 職 給 与 費	2,059	2,080	2,094	2,094	2,094	2,094	2,094
		維 持 管 理 費 (公 共)	25,016	40,819	31,125	36,100	41,100	36,100	35,100
		維 持 管 理 費 (流 域)	248,335	274,393	277,205	280,000	280,000	280,000	280,000
		引 当 金 (賞 与 ・ 貸 倒)	2,350	2,380	2,286	2,286	2,286	2,286	2,286
		減 価 償 却 費 (将 来 ・ 無 形)	438,164	442,787	444,558	445,731	446,981	446,943	444,543
		資 産 減 耗 費	0	3,048	3,268	0	0	0	0
		そ の 他 営 業 費 用	0	0	0	2,000	2,000	2,000	2,000
		支 払 利 息	118,296	104,765	92,440	77,878	68,132	60,152	53,311
		そ の 他 営 業 外 費 用	9,131	64	64	64	64	64	64
		特 別 損 失	3,478	2	2	0	0	0	0
		予 備 費	0	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		計	866,466	897,121	879,799	872,910	869,414	856,396	846,155
	損 益		6,268	▲52,818	▲62,651	▲45,515	▲54,149	▲52,380	▲54,616

資本的 収支	収 入	企 業 債	488,500	559,000	426,200	294,500	252,500	226,800	204,800
		一 般 会 計 借 入 金			40,000				
		他 会 計 補 助 金 (基 準 内)	98,269	94,358	85,933	70,583	72,556	72,177	73,358
		他 会 計 補 助 金 (準 基 準 内)	0	51,555	56,420	66,701	68,728	68,728	71,586
		他会計出資金(基準外) or 借入金				57,082	60,435	51,149	61,301
		国 (府) 補 助 金	33,247	24,900	0	6,860	6,860	6,860	6,860
		他 会 計 負 担 金	4,680	5,097	5,296	5,790	6,294	6,394	6,496
		受 益 者 負 担 金	23,465	6,026	3,343	680	680	680	680
		計	648,161	740,936	617,192	502,196	468,053	432,788	425,081
	支 出	建 設 改 良 費 (事 業 費)	105,952	186,700	60,500	33,100	33,100	33,100	33,100
		建 設 改 良 費 (人 件 費)	8,718	8,379	8,433	8,433	8,433	8,433	8,433
		建 設 改 良 費 (事 務 費)	712	1,173	1,195	1,200	1,200	1,200	1,200
		流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	45,738	62,495	56,039	52,911	47,613	43,575	52,957
		企 業 債 償 還 金	717,766	704,575	700,286	682,578	654,317	623,901	606,071
		一 般 会 計 借 入 金 償 還 金				4,000	4,000	4,000	4,000
		そ の 他 (予 備 費)	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		計	878,886	964,322	827,453	783,222	749,663	715,209	706,761
	資 本 的 収 支 差 引		▲230,725	▲223,386	▲210,261	▲281,026	▲281,610	▲282,421	▲281,680

資金収支	損 益 勘 定 留 保 資 金 ①	262,723	207,078	196,774	218,590	211,446	214,062	211,204
	消費税及び地方消費税資本的収支調整額②	13,847	22,761	10,703	7,928	7,447	7,080	7,932
	建 設 改 良 費 積 立 金 ③							
	積 立 金 取 り 崩 し ④							
	資 本 的 収 支 不 足 額 ⑤	▲230,725	▲223,386	▲210,261	▲281,026	▲281,610	▲282,421	▲281,680
	差 し 引 き ① + ② + ③ + ④ + ⑤	45,845	6,453	▲2,784	▲54,508	▲62,717	▲61,279	▲62,544
	資 金 残 高	45,845	52,298	49,514	▲4,994	▲67,710	▲128,989	▲191,533

企 業 債 残 高	9,362,795	9,217,220	8,943,134	8,555,056	8,153,239	7,756,138	7,354,867
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

一 般 会 計 繰 入 金 (基 準 内)	517,826	551,773	533,485	531,771	527,011	519,399	515,872
一 般 会 計 繰 入 金 (基 準 外)	0	0	0	57,082	60,435	51,149	61,301
一 般 会 計 繰 入 金 (計)	517,826	551,773	533,485	588,853	587,446	570,548	577,173

第7章 経営戦略の進捗管理

今後は、毎年度総務省により実施される決算統計や、これに基づき実施される経営比較の分析などにより、下水道事業の実施状況を適宜、評価・検証します。

また、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営、財政状況の条件を変更することも想定されるため、原則5年ごとに外部有識者で構成される審議会に経営状況等を報告するとともに、下水道使用料金について諮問していきます。

これら「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを的確に回し、本戦略の基本方針である「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことができるよう経営戦略に基づく取組みを進めていきます。